

指定居宅サービス事業者等の指定申請について

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、このたび居宅サービス事業者等の指定申請について、下記のとおりといたしますのでご承知おきください。

1 申請受付・審査について

原則、郵送で申請受付・審査を行います。

なお、申請内容によっては来庁を依頼する場合もございますのでご承知おきください。

2 申請書類について

来庁時にご持参いただく予定だった申請書類一式については、「新規申請の流れ」に示す別表にある 申請受付期限 までに介護事業指導課までご郵送ください。

- (1) 各書類の来庁時に記入する日付については、作成日を記入してください。
- (2) 管理者誓約書については、ホームページより書類をダウンロードしていただき、記名のうえ添付してください。
- (3) 来庁時の配布物については指定通知書と同封で郵送いたします。

3 手数料について

電子申請システムに記載された法人住所宛に納付書を送付しますので、「指定申請等手数料について」をご確認いただき、指定予定月の前々月末までに納付してください。納付後、領収書はコピーを書類一式に添付するか、介護事業指導課へ FAX してください。

(緑色の原本は添付せず、保管してください。)

※手数料は原則返還することが出来ませんのでご承知おきください。

4 書類送付後の流れについて

審査そのものの内容は、来庁を行う従来の流れと変わりません。

担当が書類を審査し、電話・メール・FAX等にて、確認・補正指示等を行います。

5 諸注意

- (1) 申請書類一式が期日までに到着しない場合、指定予定日に指定はできません。
- (2) 手数料の納付は必ず行ってください。納付が確認できない場合は指定ができません。

6 チェックリスト

これまでの内容をチェックリストとして記しますので、ご活用ください。

- 申請日を記入する欄については、空欄ではなく、実際に作成した日を記入する
- 管理者誓約書を追加で添付する
- 指定申請書類一式を郵送する
- 手数料を指定金融機関等で納付する
- 手数料の領收証を、書類に添付するか、FAX で介護事業指導課へ送信する

横浜市健康福祉局介護事業指導課

運営支援係 指定担当

TEL : 045-671-3413

FAX : 045-550-3615